

函館市民生委員・児童委員選任要領

第1 選任にあたっての基本方針

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものとされている。

民生委員・児童委員の選任にあたっては、真に民生委員・児童委員としての職務の遂行が期待できる適任者を選任することとする。

第2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第1条、第2条、第14条、第15条および第16条の趣旨を踏まえ、次に掲げる要件を具備する者を選任することとする。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう、原則75歳未満の者を選出することとするが、地域の実情を踏まえた弾力的な運用として、選出が困難で事情やむを得ないことを示す理由がある場合、再任の場合は1期に限り75歳以上の者も認めることとする。

なお、一斉改選時において現任の者を再任する場合は、現任者に対し再任の意思確認を行うとともに、これまでの活動実績を十分勘案することとする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者であること。
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者であること。

- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者であること。
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者であること。
- (5) 児童および妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心を持ち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者であること。

第3 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱手続にあたっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である函館市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）によるところが大きい。ため、推薦会の委員については法第8条ならびに民生委員法施行令（昭和23年政令第226号。以下「施行令」という。）第1条および第2条の規定を、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条および第7条のほか、それぞれ次の事項も考慮し、推薦会の委員の委嘱および運営を慎重に行うこととする。

- (1) 政治的その他の利害関係で委嘱してはならないこと。
- (2) 新たに委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務および運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。
- (3) 議会の議員が議員の資格以外の資格で推薦会の委員となることは法第8条第2項の趣旨に反するのでこれを避けること。
- (4) 推薦会の委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (5) 推薦会の委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではな

いこと。

(6) 推薦会の委員を民生委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、民生委員の資格において推薦会の委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみて差し支えないこと。

(7) 推薦会の委員が、その職務上の地位を政党または政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。

第4 推薦手続

- 1 函館市長は、民生委員・児童委員を推薦するときは、民生委員・児童委員推薦名簿を北海道厚生局長に提出することとする。
- 2 民生委員・児童委員の任期満了に伴う全国一斉改選時には、推薦会からの求めに応じ、民生委員推薦準備会（以下「推薦準備会」という。）を、別に定める民生委員推薦準備会設置要綱に基づき設置し、民生委員・児童委員候補者の推薦を行うこととする。

この場合における推薦準備会の会議は、それぞれの区域において民生委員・児童委員候補者推薦事務日程にあわせて、各区域の事情を考慮のうえ開催し、期日までに民生委員・児童委員候補者の推薦を行うこととする。

民生委員・児童委員が任期内において辞任、死亡または解嘱等の理由によりその職を退き欠員が生じた場合は、推薦会からの求めに応じ、推薦準備会において民生委員・児童委員候補者の推薦を行うこととする。

この場合における推薦準備会の会議は、それぞれの区域において随時、各区域の事情を考慮のうえ開催し、期日までに民生委員・児童委員候補者の推薦を行うこととする。

- 3 推薦準備会は、選任した民生委員・児童委員候補者に係る推薦書を推薦会の委員長に提出することとする。

第5 解嘱手続

- 1 職権解嘱の手続きは法で規定されており，民生委員・児童委員が次の（１）～（３）のいずれかに該当した場合に，本人の意思にかかわらず解嘱されることとする。

（１）職務の遂行に支障があり，またはこれに堪えない場合

主として長期出張，その他居所の変更等により，事実上職務を行うことができない場合，または，主として怪我や疾病等のため，事実上職務を行うことができない場合

「居所の変更」とは，函館市から別の市町村に転出し，函館市議会の議員の選挙権を喪失した場合をいい，事実上職務を行うことができないため原則，解嘱事由となる。

ただし，この場合であっても，推薦会が，市内に居住する者の中から民生委員・児童委員を選出するよう努め，その上でなお選出が困難な場合であって，市が転出する民生委員が活動している地域の民生委員協議会等の意見を聴取した上で，次のアからウまでに掲げる要件をすべて満たし，職務を継続できると認める場合は，この限りではないこと。

その際，地域住民，他の民生委員・児童委員や民生委員協議会への影響が生じないように，エおよびオについて留意すること。

ア 転出後も近隣地域に居住していること。

イ 本人に民生委員・児童委員として活動を継続する意向があること。

ウ 担当区域における活動に支障が生じないこと。

エ 担当民生委員・児童委員が不在時において，特定の者や団体に負担が偏らない持続可能なフォロー体制の構築に努めること。

オ 市は，一定期間経過後に，転出した民生委員・児童委員が，引き続き，転出前市町村の担当区域において行う民生委員・児童委員の活動について必要に応じて検証を行い，その検証を踏まえ，取組の見直しを検討すること。

なお，アの「近隣地域」の範囲については，原則，函館市に

隣接する市町村とするが、地理的に隣接しているか否かをもって一律に判断することなく、道路網や公共交通機関の整備・運行状況、生活圏の形成状況などを勘案し、実際に民生委員・児童委員の職務を支障なく行えるかどうかの観点も踏まえ総合的に判断すること。

(2) 職務を怠り、または職務上の義務に違反した場合

法やその他関係各法令に規定する職務を怠り、または職務上知り得た要保護者のプライバシーなど個人の秘密を近隣者等に漏らし、もしくは民生委員・児童委員としての職務上の地位を政治目的のために利用した場合

(3) 民生委員・児童委員たるにふさわしくない非行のあった場合

人格見識ともに高い民生委員・児童委員の品位および信用を著しく落とすような行為があった場合。例えば賭博、詐欺、その他破廉恥的行為があった場合

なお、上記(1)～(3)のいずれかに該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できることとする。この場合は、辞任届を函館市長に提出することとする。

- 2 法第12条第1項の規定により、地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「審査専門分科会」という。）が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて処理する旨を併せて通告させることとする。
- 3 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面または口頭で行うことができることとする。
- 4 審査専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を函館市長に通知することとする。
- 5 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は、審査専門分科会の同意を要し、同意がない場合は解嘱の具申はできない。この手続は委嘱時に意見を聞くこととは異なるため慎重に行うこととする。

- 6 函館市長は、民生委員・児童委員の解嘱を具申するときおよび民生委員・児童委員が死亡したときは、民生委員・児童委員解嘱具申書（死亡届）を北海道厚生局長に提出することとする。

附 則

この要領は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年3月25日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に厚生労働大臣により民生委員・児童委員に委嘱されている者であって、平成25年12月1日（同日の翌日からこの要領の施行の日の前日までの間において委嘱された者にあつては、当該委嘱された日）において75歳以上のものについては、改正後の函館市民生委員・児童委員選任要領第2の規定にかかわらず、函館市長および函館市民生委員推薦会は、民生委員法第5条の規定による推薦を行わない。

この要領は、令和7年3月27日から施行する。